

同 意 書

[閲覧者の守るべき事項]

1. 閲覧バッチを着用すること。
2. 閲覧は、指定された場所で行うこと。
3. 閲覧の記載事項の転記は、窓口で手渡しされた専用の記入用紙を使用し、持込用紙に記入しないこと。また、筆記用具は、黒鉛筆かシャープペンシルを使用すること。
4. 鉛筆類、消しゴム、専用の記入用紙、その他係員に許可を受けたもの以外は、閲覧席の上に置かないこと。
5. 手荷物は、係員の指定した場所又は空席や足元などに置き、本人が管理すること。
6. 閲覧席での飲食、喫煙及び携帯電話等の電子機器の使用は行わないこと。
7. 閲覧台帳の記載事項の読み上げ、録音、撮影、複写、居住者名簿等を持ち込んでの照合は行わないこと。
8. 閲覧者以外の者を同伴しないこと。
9. 他の閲覧者への迷惑または事務の支障となる行為を行わないこと。
10. 昼食時（12：00～13：00）は閲覧を中断し、記入用紙を係員に預け、閲覧席から退席すること。
11. 閲覧が終了したときは、直ちに係員に連絡すること。また、途中での退席時間は時間手数料に含む。
12. 個人情報取扱事業者の場合は、「個人情報保護法」の趣旨を理解し、同法に定められた事業者としての責務を現に履行していること。
13. 前各号に掲げる事項のほか、係員の指示に従うこと。

上記、閲覧者の守るべき事項を順守します。

もし、違反行為があった場合には、その行為に基づき収集した個人情報の市への返納も含め、係員の指示に従い、一切意義を申し立てることを致しません。

以上について了承の上、閲覧します。

令和 年 月 日

住所（又は役職名）

氏名

印

（注意）

※偽り、その他不正な手段によって閲覧をした者は、30万円以下の過料に処せられます。（住民基本台帳法第50条）

また、個人情報取扱事業者が同様の行為をし、個人情報を取得した場合、最終的にその者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。（個人情報の保護に関する法律第84条）

※閲覧場所には、不正行為防止用カメラを設置しています。閲覧を希望する者は、カメラ撮影を承諾したものとみなします。（八王子市住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱第3条の2）

※閲覧は台帳をPDFファイルにした電子データでの閲覧となります。